

リハビリテーション論文の正しい書き方 第3回

「総合リハビリテーション」編集委員会

8. 不正行為

Q11 特定不正行為とは？

A11 学術研究における捏造（ねつぞう）とは、存在しないデータ、研究結果などを、あたかも自分が実施したかのように意図的に作成し、研究成果や学業成果として発表する行為です。文部科学省は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」¹⁾（2014年8月26日決定）において、以下の通り、捏造、改ざん、盗用の3つを「特定不正行為」と命名しています。

① 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

Q12 故意でなければ不正にあたりませんか？

A12 上記にガイドライン 2014 年版では、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない」という文章がなくなり、「研究者としてわきまをべき基本的な注意義務を著しく怠った」場合は不正とみなされることになりました。

リハビリテーションにかかわる研究者においても、共同研究者と密に連携を取り、より厳格な意識をもって、不正行為を行うことのないように細

連載内容一覧

1. 表紙
2. 抄録
3. 本文
4. 謝辞
5. 文献
6. 図表の正しい書き方
7. 専門用語の表記
8. 不正行為
9. 二重投稿
10. COI
11. 本誌への投稿

心の注意を払う必要があります。

9. 二重投稿

本誌では、投稿規定に「国内外を問わず、他誌に掲載されたもの、掲載予定のもの、自らあるいは第三者のホームページに掲載または掲載予定のもの」の投稿は二重投稿と明記しています。

Q13 論文発表後データを増やして、新規の知見を得た場合には別の論文と考えてよいですか？

A13 既報が、少ない人数でのパイロットスタディで、後者の論文が、そのスタディを踏まえた多施設研究であるとか、追跡年数が明らかに長いというような明確な違いがないと、編集委員会では、二重投稿とみなす場合があります。多少のデータの違いがあっても、実質的に内容が重複している論文が、その旨の記載のないまま投稿

された場合には二重投稿と判断します。判断の基準は、1つの雑誌の1つの号に同時掲載しても違う論文と考えられるほどの内容の違いがあるか、という点です。また、必ず前の論文を参考文献として明記し、それとの関係と違いを明確に本文中に説明してください。そのうえで、投稿された論文に新規性があるかどうかを判断して掲載の可否を決定します。

また、投稿論文の図表の一部が既に他紙に発表されている場合には、既報の論文を引用してください。

Q14 同じ研究から得られたデータでも、視点を
変えて解析した場合には、別の論文と考
えてよいですか？

A14 基本的なデータセットが同じで、項目の増減、統計手法や、解析の精細度が異なる程度では、上記のように1つの号に同時掲載するに耐える別論文とはみなせませんので、別の論文とは編集委員会では判断しません。また、大規模研究で、そのデータの部分ごとを解析して報告する場合には、部分的な解析であることを明記していただく必要があります。研究論文数を増やすために、あえて研究結果を分割して発表することは、salami science とよばれ、公正でないこととされています²⁾。

Q15 発表演語が異なれば違う論文と
考えてよいですか？

A15 冒頭に述べたように、「国内外を問わず」とのルールとなっております。また著作権の項に「本誌に掲載する著作物の複製権、上映権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は医学書院に譲渡されたものとします。」とあります。原則的には、他言語であっても、今までの記載通りの判断基準となります。ただし、特別な場合の二次出版 (secondary publication) [ある外国語で発表した論文の内容を改めて和文論文として発表すること (あるいは その逆) が一定の条件のもとに許容される場合] については例外です。ただしその場合には、両方の雑誌が、その二次出版について了解していることが必要です。すなわち、先に論文が掲載された雑誌は著作権をもちますので、その編集委員会からの許可を得

て、secondary publication を認めている雑誌に、secondary publication であることを明記して投稿する、論文内にも secondary publication であることを明記し、引用文献にも先の論文を明記する、などの手続きが必要です³⁾。

Q16 科学研究費補助金の報告書は二重投稿にあ
りますか？

A16 科学研究費補助金の報告書は二重投稿には
あたりませんが、研究費を取得しての研究
であることを投稿論文に明記する必要があります。また、大学の学士論文・修士論文・博士論文も原則的に二重投稿にはあたりませんが、学会の抄録は二重投稿にはあたりませんが、講演が印刷された場合などは、それとの関係性を明らかにして投稿してください。国際会議で配布される論文集などでは、著作権が規定されている場合もあるので配慮してください。

10. COI

Q17 COI とは何ですか？

A17 産学連携活動が盛んに行われるようになっており、それに伴って生じる個人の利益と教育・研究という学術機関としての社会的責務が衝突・相反する状態が発生します。こうした状態を利益相反 (Conflicts of Interest : COI) 状態と呼んでいます。

例えば、資金提供者や自身の利益のために研究データの解釈を歪めたり、改ざんしたりして研究結果を報告することが重大な COI 行為にあたることは自明のことです。日本においては、高血圧治療薬の臨床研究に関する問題が起っています。COI は医学研究に限って生じるものではありませんが、臨床研究は被験者の健康や生命に直接かわる可能性があるという点で、いっそう厳密な対応が求められます。

Q18 COI はいけないことなのでしょうか？

A18 産学連携活動は今後も積極的に推進されることが予想され、COI 状態がなくなることはないと考えられます。COI 自体が悪いのではな

く、COIを不適切に管理することが悪いことと言えます⁴⁾。「研究者にとっては臨床研究の独立性と成果公表の中立性という観点から、いかにバイアス回避を行うかが大きな課題となっている。そのためには、研究倫理を遵守し、研究の信頼性確保のために企業関与の詳細を論文内に記載し、透明化する対応が求められている」とされています⁵⁾。

医学雑誌においても、著者はその研究の公正性や中立性に疑問を抱かせる可能性のあるすべての経済的または個人的利害関係を開示することが求められます。本文中にCOIの有無を記載するかどうかにについては各雑誌の投稿規定や方針に従ってください。記載が義務付けられている場合には、著者全員について、研究内容と関係がある利益相反状態を明記する、あるいは利益相反状態がない場合には、「本研究におけるCOIは存在しない」と記載します。なお、利益相反があるという理由だけで、論文の受付が拒否されたり、判定結果が不採択になったりすることはありません。むしろ論文の信頼性が増す場合もあると考えます。

文献

- 1) 文部科学省：「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について。
www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
(2021年5月14日アクセス)
- 2) 米国研究公正局〔The Office of Research Integrity (ORI)〕：Redundancy, Publication Overlap, and Other Forms of Duplication.
<https://ori.hhs.gov/plagiarism-15#DataDisaggregation>
(2021年5月14日アクセス)
- 3) International committee of medical journal editors (ICMJE)：Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals (Updated December 2017).
<http://www.icmje.org/> (2021年5月14日アクセス)
(日本語版は株式会社翻訳センターに掲載。
https://www.honyakucenter.jp/usefulinfo/uniform_requirements2018.html)
- 4) 山崎 力：臨床試験における利益相反 (COI). 心臓 47 : 1038-1041, 2015 doi : <http://doi.org/10.11281/shin20.47.1038>
- 5) 日本医学会 COI 管理ガイドライン. 2017 (平成 29) 年 3 月改定.
http://jams.med.or.jp/guideline/coi_guidelines.pdf (2021年5月14日アクセス)